

札幌市国民健康保険条例の一部改正

(未就学児の均等割額の軽減および限度額の引き上げ)

以下の国民健康保険法施行令の改正に対応するため、国民健康保険条例の改正を行う。

- (1) 未就学児に係る保険料の均等割額の減額措置の新設
- (2) 令和4年度保険料の限度額の引き上げ

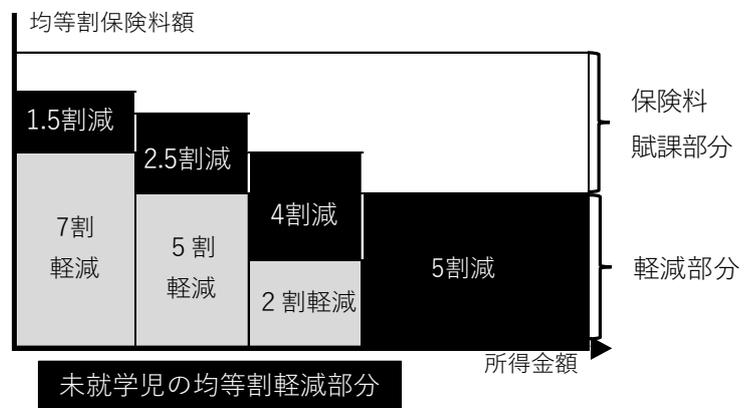
1 主な改正内容

(1) 未就学児に係る保険料の均等割額の減額措置

未就学児に係る均等割額を、
2分の1減額する。

なお、均等割額については、
世帯の所得に応じ7割・5割・
2割の法定軽減制度が設けられ
ているが、この軽減に該当する
場合には、対象者に係る軽減後
の均等割額をさらに2分の1減
額する。

【未就学児の均等割額軽減イメージ】



※令和3年度 均等割額（医療分＋支援分） 23,090円／人

<参考> 未就学児軽減対象者・軽減額（令和3年確定賦課時点）

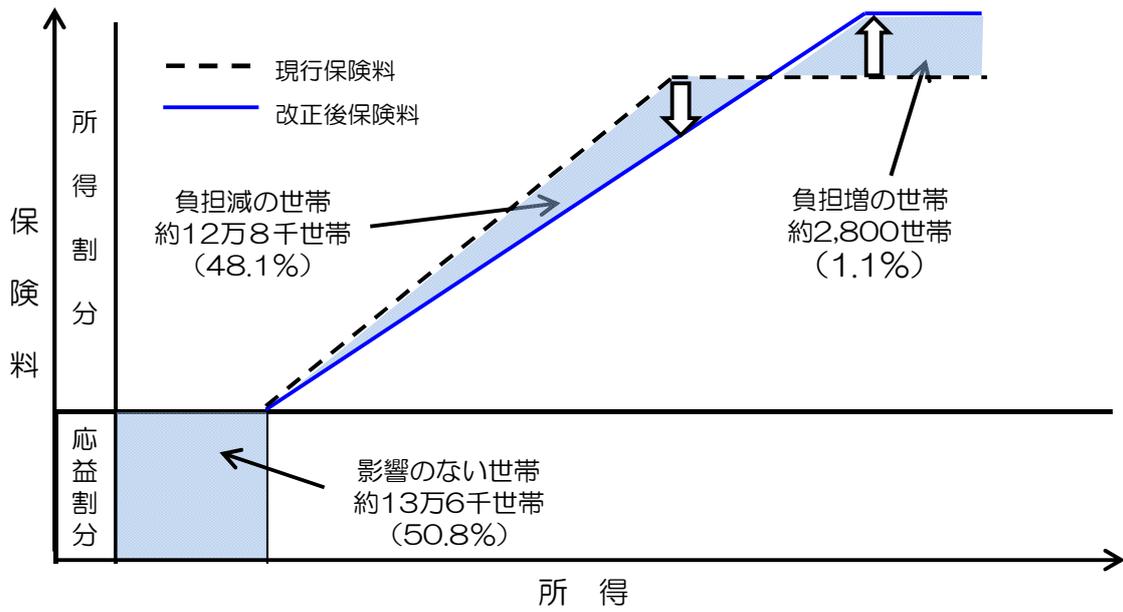
対象者数 約6,900人（対象世帯 約5,500世帯） 軽減額 約53,000千円

(2) 保険料の限度額の引き上げ

中間所得層の負担を和らげるため、以下のとおり保険料の限度額を引き上げる。

区分	令和3年度	令和4年度	引き上げ額
医療分	63万円	65万円	2万円
支援金分	19万円	20万円	1万円
介護分	17万円	17万円	—
合計	99万円	102万円	3万円

【限度額引き上げのイメージ図】



＜参考＞モデルケース（2人世帯・介護分あり）による保険料推移

給与収入 ^{※1}	令和3年度賦課額	改正後賦課額 ^{※2}	差額
200万円	209,730円	209,210円	▲520円
400万円	434,080円	432,680円	▲1,400円

※1 世帯主にのみ給与収入あり

※2 令和2年中の所得により保険料率を再算定し計算

2 施行期日

令和4年4月1日（改正国民健康保険法施行令の施行期日と同日）